

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

空気調和機の加湿モジュール 計 104 枚

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 11 月 10 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 機械器具類の諸機器

イ 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、手術室、感染症病室、I C U 病室を有する病床数 500 床以上の総合病院において次に掲げる業務内容のいずれかを履行した実績を有する者であること。

ア エアハンドリングユニットの加湿モジュールの納入

イ 空調機（エアコン、ファンコイルユニット、エアハンドリングユニット等、温度調節機能を有する空気調和設備。）に係る契約額 1 0 0 万円以上の工事、修繕、保守点検、分解整備、付属品の納品

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に

規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和８年８月３１日（月）午前１１時 即時開札。

ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月２８日（金）午後５時までとする。

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 会議室１（本館７階）

５ 入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第１回」、「第２回」及び「第３回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和８年８月２１日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により４の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６ 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１１３条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第１１２条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７ その他

（１）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

要（ただし、会計規則第１１１条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。）

（３）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第１２７条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（４）手続における交渉の有無

無

（５）その他

詳細は、入札説明書による。